

## 長柄町医療福祉サービス事業所原油価格・物価高騰支援金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、原油価格及び物価の高騰に伴い光熱水費や燃料費などに大きな影響を受けている町内の医療機関等及び福祉サービスを提供する施設又は事業所（以下「医療福祉サービス事業所」という。）の経済的負担を軽減し、質の高いサービス等を継続して提供できるよう医療福祉サービス事業所に対して原油価格・物価高騰支援金（以下「支援金」という。）を予算の範囲内において交付することについて、長柄町補助金等交付規則（昭和36年規則第3号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(交付対象事業者)

第2条 支援金の交付の対象となる事業者（以下「交付対象事業者」という。）は、この要綱の施行の日において町内で次の施設又は事業所（以下「交付対象事業所」という。）に該当する医療福祉サービス事業所の運営を行う者とする。

- (1) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第5条第1項に規定する障害者福祉サービス（短期入所を除く。）を行う事業所又は同条第18項に規定する相談支援を行う事業所
- (2) 介護保険法（平成9年法律第123号）第8条に規定する各種介護サービスを提供する事業所若しくは施設又は老人福祉法（昭和38年法律第133号）第20条の4に規定する養護老人ホーム、同法第29条第1項の規定により千葉県知事に届出をしている有料老人ホーム若しくは高齢者の居住の安定確保に関する法律（平成13年法律第26号）第5条第1項の規定により千葉県知事の登録を受けているサービス付き高齢者向け住宅
- (3) 次に掲げる医療機関等

ア 医療法（昭和23年法律第205号）第1条の5第1項に規定する病院であって、保険医療機関であるもの

イ 医療法第1条の5第2項に規定する診療所であって、保険医療機関であるもの

ウ 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭

和35年法律第145号）第2条第12項に規定する薬局であって、保険薬局であるもの

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、交付対象事業者とし

ない。

(1) 町税等を滞納している者

(2) 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6項に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）がその事業活動を支配している者その他暴力団員との関係が特に認められる者であつて、町長が不適當であると認めるもの

(3) その他町長が適當でないと認める者

（支援金の額）

第3条 支援金の額は、次の各号に掲げる交付対象事業所の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

(1) 前条第1項第1号に該当する医療福祉サービス事業所 50,000円

(2) 前条第1項第2号又は第3号のいずれかに該当する医療福祉サービス事業所  
次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める額

ア 入所系（定員50人以上） 250,000円

イ その他通所系等 50,000円

（支援金の交付申請及び請求）

第4条 支援金の交付を受けようとする者は、令和6年1月31日までに、長柄町医療福祉サービス事業所原油価格・物価高騰支援金交付申請書兼請求書（別記第1号様式）により、町長に申請及び請求をしなければならない。

（交付の決定等）

第5条 町長は、前条に規定する交付申請書兼請求書を受理したときは、当該申請の内容を速やかに審査し、支援金の交付の可否を決定の上、申請者に対して長柄町医療福祉サービス事業所原油価格・物価高騰支援金交付決定（却下）通知書（別記第2号様式）により、審査の結果を通知するものとする。

（不当利益の返還）

第6条 町長は、偽りその他不正の手段により支援金の交付を受けた者に対し、交付を行った支援金の返還を求めるものとする。

（委任）

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

## 附 則

### (施行期日)

1 この告示は、公示の日から施行する。

### (失効)

2 この告示は、令和6年3月31日限り、その効力を失う。ただし、この告示の失効前に第5条の規定による交付決定を受けた者については、第6条の規定は、この告示の失効後も、なおその効力を有する。